

未経験分野等への再就職を支援します！

～「緊急人材育成・就職支援基金」による 実習型雇用、職場体験による再就職支援のご案内～

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方について、実習型雇用や職場体験を通じ、企業との相互理解を深めるとともに必要な技能・知識を身につけていただき、その後の正規雇用へとつなげていく事業（中小企業等雇用創出支援事業）を、「緊急人材育成・就職支援基金」により実施します。

この事業は、実習型雇用を通じた再就職支援と職場体験を通じた再就職支援の2つのメニューからなっています。

実習型雇用による再就職支援

希望する分野の企業と原則として6ヶ月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

※ 実習型雇用を実施する事業主は、ハローワークにおいて実習型雇用に係る求人登録をしている事業主であって、実習型雇用終了後に正規雇用として当該求職者を雇い入れることを前提に受け入れる事業主となっています。

実習型雇用による再就職支援の対象となる方

以下のいずれにも該当する者が対象となります。

- ハローワークに求職登録をした方で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等

※ 求職者の離職前の勤務形態、年齢、雇用保険受給資格の有無などの要件はありません。

職場体験による再就職支援

希望する分野の企業における、1ヶ月以内の職場体験に参加することを通じて、企業との相互理解を深め、その後の正規雇用へつなげるものです。

※ 職場体験を実施する事業主は、事業主団体から推薦を受けている事業主等で、職場体験を通して受け入れる求職者を正規雇用として雇い入れる用意のある事業主となっています。

職場体験による再就職支援の対象となる方

以下のいずれにも該当する者が対象となります。

- ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け職場体験を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職場体験以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等

※ 求職者の離職前の勤務形態、年齢、雇用保険受給資格の有無などの要件はありません。

職場体験参加者への奨励金の支給

職場体験に参加した方のうち、雇用保険を受給できない方については、職場体験に参加した日数に応じて奨励金を支給します。

(職場体験参加者奨励金)

5日以上8日以下	30,000円
9日以上12日以下	60,000円
13日以上16日以下	90,000円
17日以上	120,000円

※ 申請方法

職場体験終了後に、申請書（ハローワークにて配付）に必要事項を記入のうえ、職場体験を実施した事業主を経由して、（財）産業雇用安定センターへ申請書を提出します。

なお、助成金の支給にはその他にも一定の要件がございますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークまでお問い合わせください。

- 実習型雇用、職場体験による再就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。まずはお近くの都道府県労働局又はハローワークにご相談ください。

